

入札公告

一般競争入札（条件付）を次のとおり実施する。

令和7年10月8日

宮崎県総合農業試験場長 下田 透

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名：総合気象観測装置の賃貸借
- (2) 業務内容：入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限：令和8年2月27日
- (4) 契約期間：令和8年3月1日から令和13年2月28日まで（60月）
- (5) 納入場所：宮崎県児湯郡川南町大字川南17070 宮崎県総合農業試験場茶業支場

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア. 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合
 - イ. 本件契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有するものであると認められた場合
 - ウ. 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ. 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、業

種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で、種目がその他であること。

ウ．宮崎県内に本店又は支店（営業所を含む。）を有する者であること。

エ．納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

オ．納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

カ．本件の物品について、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

キ．会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

ク．物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和 46 年告示第 93 号)に基づく指名停止を受けていないこと。

(2) この競争入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、入札者は当該書類について説明を求められた時は、これに応じなければならない。

ア．提出期限：令和 7 年 10 月 21 日 午後 5 時まで

イ．提出先：宮崎県総合農業試験場茶業支場 庶務担当

郵便番号 889-1301 宮崎県児湯郡川南町大字川南 17070

ウ．提出方法：持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。提出期限内必着とする。）

エ．入札参加資格確認結果は、令和 7 年 10 月 24 日までに通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

宮崎県総合農業試験場 管理課

郵便番号 880-0212 宮崎県宮崎市佐土原町下那珂 5805 番地

(2) 期間

令和 7 年 10 月 8 日から令和 7 年 10 月 28 日まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで。）

5 入札説明書及び仕様書の交付場所及び期間

- (1) 場所
4の(1)に同じ。
- (2) 期間
4の(2)に同じ。
- (3) 入札説明会は実施しない。

6 入札に関する質問

(1) 質問

本件入札に関し質問がある場合には、次により提出するものとする。

- ア. 提出期限：令和7年10月20日 午後5時まで
- イ. 提出先：宮崎県総合農業試験場茶業支場 庶務担当
- ウ. 提出方法：電子メールで提出すること。

宮崎県総合農業試験場茶業支場代表

E-mail アドレス：sogonoshi-chagyo@pref.miyazaki.lg.jp

(2) 回答

質問に対する回答は次のとおり行う。

ア. 回答方法

個別に電子メールで通知するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、全員へ電子メールで通知する。

イ. その他

- ・提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。
- ・開札日前日の正午までに回答がない場合は、同日午後3時までに必ず電話にて確認すること。

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

宮崎県総合農業試験場 管理課 総務担当

郵便番号 880-0212 宮崎県宮崎市佐土原町下那珂5805番地

(2) 提出期限

令和7年10月28日 午後1時30分まで

(3) 提出方法

持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。提出期限内必着とする。）

8 開札の場所及び日時

(1) 場所

宮崎県宮崎市佐土原町下那珂 5 8 0 5 番地
宮崎県総合農業試験場 管理棟 3 階 第一会議室

(2) 日時

令和 7 年 1 0 月 2 8 日 午後 2 時から

9 入札保証金に関する事項

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 100 条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125 条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行なった者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総合農業試験場茶業支場 庶務担当
郵便番号 889-1301 宮崎県児湯郡川南町大字川南 1 7 0 7 0
電話番号 0983-27-0355

13 その他

その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

入 札 説 明 書

宮崎県が行う総合気象観測装置の賃貸借に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。この場合において、仕様等に疑義がある場合は、下記に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和7年10月8日

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務件名 総合気象観測装置の賃貸借
- (2) 業務内容 入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和8年2月27日
- (4) 契約期間 令和8年3月1日から令和13年2月28日まで（60月）
- (5) 納入場所 宮崎県児湯郡川南町大字川南17070
宮崎県総合農業試験場茶業支場

3 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記2の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合

イ 本件契約の相手方が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有するものであると認められた場合

ウ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

4 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- イ 物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が賃貸業務で、種目がその他であること。
- ウ 宮崎県内に本店又は支店(営業所を含む。)を有する者であること。
- エ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- オ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
- カ 本件の物品について、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- ク 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年告示第93号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (2) この競争入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書(別紙様式1)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- なお、入札者は当該書類について説明を求められた時は、これに応じなければならない。
- ア 提出期限 令和7年10月21日 午後5時まで
- イ 提出先 宮崎県総合農業試験場茶業支場 庶務担当
郵便番号 889-1301 宮崎県児湯郡川南町大字川南17070
- ウ 提出方法 持参又は送付(送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。提出期限内必着とする。)
- エ 入札参加資格確認結果は、令和7年10月24日までに通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総合農業試験場 管理課
郵便番号 880-0212 宮崎県宮崎市佐土原町下那珂5805番地
- (2) 期間 令和7年10月8日から令和7年10月28日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで。)

6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び期間

- (1) 場所 5の(1)に同じ。
- (2) 期間 5の(2)に同じ。
- (3) 入札説明会は実施しない。

7 入札に関する質問

(1) 質問

本件入札に関し質問がある場合には、次により提出するものとする。

- ア 提出期限 令和7年10月20日 午後5時まで
- イ 提出先 宮崎県総合農業試験場茶業支場 庶務担当
- ウ 提出方法 電子メールで提出すること。
宮崎県総合農業試験場茶業支場代表
E-mail アドレス : sogonoshi-chagyo@pref.miyazaki.lg.jp

(2) 回答

質問に対する回答は次のとおり行う。

ア 回答方法

個別に電子メールで通知するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したのに関しては、全員へ電子メールで通知する。

イ その他

提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

開札日前日の正午までに回答がない場合は、同日午後3時までに必ず電話にて確認すること。

8 入札手続

入札に参加する者は、入札書(別紙様式2)を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出場所 宮崎県総合農業試験場 管理課 総務担当
郵便番号 880-0212 宮崎県宮崎市佐土原町下那珂5805番地

- (2) 提出期限 令和7年10月28日 午後1時30分まで

(3) 入札書の記載方法

令和7年10月28日(入札書提出期限日)以前の日付を記入すること。

また、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。

(4) 提出方法

持参又は送付(送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)いずれの場合も提出期限内必着で提出するものとする。電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

- (5) 入札金額は別添仕様書に記載した一切の諸経費を含めた額とする。入札書の賃貸借料は、賃貸借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 代理人が入札を行う場合は、委任状(別紙様式3)を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (7) 入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合は名称又は商号)及び『10月28日開封「総合気象観測装置の賃貸借」の入札書在中』と朱書きすること。
- なお、郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封のうえ、当該中封筒の封皮には、持参する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮に『10月28日開封「総合気象観測装置の賃貸借」の入札書在中』と朱書きすること。
- (8) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (9) 入札者が連合又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、入札の執行を延期又は取り消す。

9 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県宮崎市佐土原町下那珂5805番地
 宮崎県総合農業試験場 管理棟3階 第一会議室
- (2) 日時 令和7年10月28日 午後2時から
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

10 再度入札

- (1) 落札者がいない場合は再度の入札を行う。この場合において、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、そのほかの場合にあっては別に定める日時にこれを行う。
- ア 再度の入札の開札の日時、場所
- 開札の日時 令和7年10月31日 午後2時から
- 開札の場所 宮崎県総合農業試験場 管理棟3階 第一会議室
- (2) 再度の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同一ものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書き等で「再」と記入すること。
- (3) 再度の入札書は初度の入札と同様に封筒に入れ密封し、かつ封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び『10月31日開封「総合気象観測装置の賃貸借」の再入札書在中』と朱書きすること。
- (4) 再度の入札の代理人が初度の入札と異なる場合は、再度の入札のための委任状が必要となる。
- (5) 再度の入札に参加する者は、再度の入札書を令和7年10月31日 午後1時30分までに届くように持参又は送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。提出期限内必着とする。)により提出すること。
- (6) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

(7) 再度入札の回数は1回を限度とする。

(8) 再度の入札においても落札者となるべきものがいなかったときは、最低入札価格との差が僅少の範囲にあるときに限り、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最低価格入札者と随意契約とする。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次のいずれかに該当すると認められる場合は、納付が免除される。

ア 宮崎県を被保険者とする履行保証保険契約（契約希望金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間に、国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約（長期継続契約以外の複数年度にわたる契約にあつては、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間にあるもの）を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出した場合で、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

12 入札の効力

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効となる入札をした者又は初度の入札に参加しなかった者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加に必要な資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があつた入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときには、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県総合農業試験場茶業支場 庶務担当

郵便番号 889-1301 宮崎県児湯郡川南町大字川南17070

電話番号 0983-27-0355

入札参加資格確認申請書

令和 7 年 月 日

宮崎県総合農業試験場長 殿

住 所 〒 _____

商号又は名称 _____

債 権 者 番 号 _____

氏 名 _____ 印

(法人にあっては、代表者の職氏名)

電 話 番 号 _____

令和 7 年 1 0 月 8 日付けで公告のありました「総合気象観測装置の賃貸借」に係る一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて申請します。

なお、下記の納入しようとする機器構成等は仕様書をすべて満たすことを証明します。

また、申請書及び関係書類のすべての記載事項については事実と相違ないこと及び入札公告に示した入札参加に必要な資格を有することを誓約します。

記

1 納入しようとする機器構成

品名	仕様等	数量
総合気象観測装置		

※ 設計書等を添付し、仕様書にある各スペック等の該当部分にマーキングすること。

2 連絡先

(連絡担当者： _____)

(電 話 番 号： _____)

(F A X 番 号： _____)

(メーアド[※]レス： _____)

(注) 入札書の提出の際、この通知書の写しを添付してください。
添付のない場合は入札に参加できませんのでご注意ください。

入札書(一般)

入札金額	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札の目的	総合気象観測装置の賃貸借								
納入場所	宮崎県総合農業試験場茶業支場 宮崎県児湯郡川南町大字川南17070								
履行期間	令和8年3月1日から令和13年2月28日まで (地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)								
納入方法	仕様書に記載のとおり								
入札保証金額	宮崎県財務規則第100条第2項第2号の規定により免除								
内 訳									
品 名	数 量	単 価 (月 額)		月 数	金 額				
総合気象観測装置	1 式			6 0					
上記の金額に100分の110を乗じて得た金額をもって契約したいので、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)等関係規程、仕様書及び指示事項を承知して入札します。 令和7年 月 日 入 札 者 住所 商号又は名称 氏名 宮崎県総合農業試験場 場 長 下 田 透 殿 (印)									

委 任 状

使用印鑑

私は、都合により () を代理人と定め、
下記業務の見積入札に関する権限を委任します。

記

- 1 入札の目的 総合気象観測装置の賃貸借
- 2 設置の場所 宮崎県総合農業試験場茶業支場
宮崎県児湯郡川南町大字川南 1 7 0 7 0

令和 7 年 月 日

住 所
名 称
氏 名

宮崎県総合農業試験場
場 長 下 田 透 殿

代理人の職名又は本人との関係

賃貸借契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、総合気象観測装置の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲に総合気象観測装置（以下「装置」という。）を賃貸し、甲は、これを賃借するものとする。

（賃貸借期間）

第2条 当該装置の賃貸借契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、装置の賃貸借の期間（以下「賃貸借期間」という。）は、令和8年3月1日から令和13年2月28日までとする。

（賃貸借料等）

第3条 装置の賃貸借料並びに消費税及び地方消費税額（以下「賃貸借料等」という。）は、次のとおりとする。

なお、この契約の解除により賃貸借期間に1箇月未満の端数が生じた場合は、賃貸借料等の月額を日割計算するものとする。

賃貸借料	金	円（月額金	円）
消費税及び地方消費税額	金	円（月額金	円）
合計	金	円（月額金	円）

（納入に係る費用）

第4条 装置の納入に必要な運送費、組立配線費及び現地調整等に要する費用（保険料を含む。）は、乙の負担とする。

（契約保証金）

第5条 乙は、この契約の締結と同時に契約保証金として金〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

（契約保証金は、免除する。）

（賃貸借料等の請求及び支払）

第6条 賃貸借料等は、毎月分割払とし、乙は、翌月の末日までに賃貸借料等の月額を記載した支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙の適法な支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に賃貸借料等の月額を支払うものとする。

（装置の取替え又は改造）

第7条 装置の取替え又は改造は、甲乙協議の上、行うものとする。

2 装置の取替え又は改造によって契約内容を変更する必要がある場合は、変更契約の締結をするものとする。

（契約不適合責任）

第8条 装置の種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しない場合は、その補修、交換等については乙の責任で行うものとする。

（装置の移転）

第9条 甲の都合により装置を当初の設置場所から移転する必要がある場合は、甲乙協議の上、移転を行うものとする。この場合における装置の移転に要する費用は、甲の負担とする。

(装置の返還)

第10条 甲の都合による契約の解除により装置を返還する場合は、甲は他の機械器具の取りはずし等によって装置を引渡し当時の状態に戻すものとし、装置の返還に要する荷造り及び運送の費用は、甲の負担とする。

2 乙の都合による契約の解除又は契約期間満了に伴う装置の撤去に要する荷作り及び運送の費用は、乙の負担とする。

(管理義務)

第11条 甲は、善良な管理者の注意をもって装置を管理するものとする。

(秘密の保持)

第12条 乙又は乙の指示に基づいて装置の納入業務に従事する者は、この契約の履行に当たって知り得た甲の秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第13条 乙は、賃貸借に係る業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第14条 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

(3) 乙の役員等（乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(契約に係る費用)

第16条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議)

第17条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 月 日

甲 宮 崎 県
宮崎県総合農業試験場
場 長 下田 透

乙 住所
商号又は名称
代表者

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、賃貸借に係る業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第2 乙は、賃貸借に係る業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（目的外利用及び提供の禁止）

第3 乙は、賃貸借に係る業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

（適正管理）

第4 乙は、賃貸借に係る業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第5 乙は、賃貸借に係る業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第6 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

（資料の返還等）

第7 乙は、賃貸借に係る業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（従事者への周知）

第8 乙は、賃貸借に係る業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（実地調査等）

第9 甲は、必要があると認めるときは、乙が処理する賃貸借に係る業務に係る個人情報の取扱状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（事故報告）

第10 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(別紙)

総合気象観測装置 仕様書

1. 総合気象観測装置・・・一式

- ① 研究上重要な気象要素を精度良く長期間安定して測定記録できること。
- ② センサー・記録部は野外設置し、観測用P Cと無線L A Nで接続されること。
- ③ 測定項目は、風向、風速、気温、相対湿度、日射量、日照時間、降水量の7項目とする。
- ④ 観測方法及び統計方法は、気象庁「地上気象観測指針」に記載がある要素については、これに準ずること。
- ⑤ 計測部は、ほ場に設置するため屋外環境で動作・長期間の使用に耐える構造・材質であること。
- ⑥ 停電時でも継続して測定できるよう、24時間電源バックアップ機能を備えること。
- ⑦ 停電時に強制通風等の駆動を毎正時10分記録の前3分間ファンを稼働させて計測を行い、停電復旧後は常時強制通風等を駆動させる自動制御を行うこと。
- ⑧ 停電復旧後には観測データを自動的に観測室P Cにデータを送り編集を行うこと。
- ⑨ 誘導雷等による観測の中断、データ異常を可能な限り回避するため、センサー・電源ともに避雷対策をおこなうこと。
- ⑩ 気象データはデータロガー内にMicroSD16GB以上を使用して2重でデータ保存を行うこと。
- ⑪ 表示モニターは日報、月報、年報が表示でき、C S V形式でデータをダウンロードできること。
- ⑫ 表示モニターは日報、月報、年報が数表形式で表示でき、同時に観測要素別に統計値を表示できること。また、グラフ表示は1日、2日、1週間、1ヶ月、1年間の任意期間表示ができること。
- ⑬ 日報、月報、年報の帳票はP D F形式表示及び印刷ができること

2. 付属品

- ① データ転送ソフトウェア
- ② その他、装置の運転に必要な機材を添付すること

3. 据付調整について

- ① 総合気象観測装置の設置及び正常の動作確認を行うこと。
- ② パソコンと接続し、データが正常に転送されることを確認すること。

4. 試運転等について

- ① 据付後、担当者立ち会いの下に行うこと。
- ② 取り扱い等について詳細な説明を行うこと。

5. 納入場所・納入方法

宮崎県総合農業試験場茶業支場・現場持ち込み

6. 保証期間及びアフターサービスについて

- ① 保証期間は1年以上とする。
- ② アフターサービスについては、調整及び部品の取替等が発生した場合、速やかに対応すること。

総合気象観測装置 賃貸借料等積算内訳

品名	規格	数量	単価(円)	金額(円)	備考
マイクロロガー	C-CR1000Xe	1			
MicroSDカード	C-38476	1			16GB以上
ロガーネットソフト	LoggerNet-SS-CD	1			
チャージコントローラー6.5A/12V	C-SS-6L	1			
AC/DC変換器・ブレーカー・バッテリー		1			
対雷トランス（300VA）	C-TR3	1			
避雷器（30線信号用）	C-PT30	1			
樹脂製収納ボックス	PL20-45	1			
920MHz無線通信モジュール（親機）	CC-MH920-Mest	1			
920MHz無線通信モジュール（子機）	CC-MH920-Sest	1			
無線機用収納ボックス		2			取付金具付
データ表示装置	WindowsPC	1			
Web帳票ソフト	CS-M2	1			10分間データ画面含特注Win11
風向風速センサーHD	CYG-5108	1			
湿度・温度センサー（湿度0-1V）5mケーブル	CVS-HMP155D-5	1			温度Pt出力、湿度0-1V出力
強制通風筒（縦型、DC指定、HMP155用）	CPR-AS-11-DC	1			DC12V仕様
日射計（SR05 Cクラス）mV出力 ボールベアリング	CHF-SR05-A-TMBL	1			ISO 2nd class ケーブル5m付
日照計	MS-95S	1			
雨量計（0.5mm）	CTKF-1	1			
雨量計ケーブル10m	CTK-C-10	1			
雨量計架台	CPR-D02	1			
既存ポール用取付金具	型番未定	1			
Pt100Ω変換アダプタ	C-4WPB100	1			
現地機器調整費		1			
諸経費		1			
			小計		
			消費税		10%
			合計		